

平成 30 年度上期 関東森林管理局事業評価技術検討会 議事概要

1 日 時

平成 30 年 7 月 27 日（金） 9：00～11：30

2 会 場

山梨森林管理事務所 会議室

3 出席者

技術検討会委員（50 音順）

岩岡正博委員、葛城奈海委員、執印康裕委員、立花敏委員、山崎靖代委員

関東森林管理局

森林整備部長、計画保全部長、企画調整課長、森林整備課長、治山課長、

森林整備課課長補佐、治山課設計指導官、民有林治山係長、監査係長、

企画調整係

4 議事概要

○期中の評価について

〔民有林直轄治山事業（野呂川地区）〕

（委 員） 事業計画期間が平成 34 年度までとなっているが、平成 34 年度までに完了させ、県に移管する予定なのか。

（関東局） 然り。

（委 員） 保全対象は構造物などの施設を計上しているが、登山者や観光等の入り込み者も多数いる中で、このような入り込み者は計上しないのか。

（関東局） 然り。「林野公共事業における事業評価の手法について」で定めたマニュアルでは、家屋や公共土木施設等を保全対象とみなしている。

（委 員） 個表①の「要因の変化」について、今年度から、土砂を保全するために要する砂防ダムの建設コストを用いる方法から、事業を実施しなかった場合に流出した土砂を除去するために必要なコストを用いる方法に変更されたとのことだが、土砂の運搬距離などの違いにより、算定費用に違いが出てくると考えられるが、土砂を除去するコストはどのように算定しているのか。

（関東局） 土砂の運搬距離については場所ごとには算定しておらず、最低距離を見込んで算定しているため、便益としては小さく算定される。実際、地理的要件や土砂流出の規模等により、個々の場所での平均値を算出することは難しく、便益を過大に算出しないよう最低条件で算出している。

（委 員） 個表①の「要因の変化」について、砂防ダムの建設コストの単価の方が大きくなるのであれば、便益は 1 を下回るのではないのか。

（関東局） 山地保全便益については、砂防ダムの建設コストと土砂除去のコストの単価差により、 B （便益）／ C （費用）は前回評価時点よりも下がることになるが、便益はその他複数の指標により算定するため、このことのみをもって 1 以下にはならない。

（委 員） 個表①の「要因の変化」で、砂防ダムの建設コストと記載しているが、なぜ治山ダムと記載しないのか。

- (関東局) 治山事業の便益を算出する際に、自らの事業を代替財としてみると主観性が入る恐れがあり、客観性を担保するために治山事業と同様な事業を代替財とすることとし、砂防事業の砂防ダムを採用していた。
- (委員) 個表②の主な保全対象に記載している施設も修繕しているのか。
- (関東局) 事業を実施することにより保全される施設を記載しており、保全対象の修繕等は行っていない。

[民有林直轄治山事業（大井川地区）]

- (委員) 生物多様性保全便益を計上しているが、便益全体に対してどの程度の割合となっているのか。
- (関東局) 便益全体に対して約 17%となっている。
- (委員) 生物多様性便益などは、最近計上するようになってきているのか。また、今後恒常的に計上する考えなのか。
- (関東局) 大井川地区は、平成 26 年に南アルプス・ユネスコエコパークに認定されたこともあり、本地区で期待される役割として評価すべきと判断し、今回の評価で生物多様性便益を計上した。
- (委員) リニアモーターカーの工事の始期と終期はどの程度なのか。
- (関東局) (インターネット情報だが) 平成 28 年度に契約締結しており、平成 38 年度完了予定との情報である。(品川-名古屋区間の工期)
- (委員) その間は、工事関係者の入り込みが増えるということか。
- (関東局) そう見込んでいる。

[直轄地すべり防止事業（頸城地区）]

- (委員) 平成 16 年の中越地震の際は、本地区の被害状況はどうであったのか。
- (関東局) 中越地震の際は、本地区に大きな被害はなかったと聞いている。なお、中越地震の際に被害を受けた地域については、平成 17 年度から平成 26 年度まで「中越地区直轄地すべり防止事業」を実施し、完了後、新潟県に移管している。
- (委員) 便益集計表に水源涵養便益や環境保全便益が集計されていないが、計上する必要はないのか。
- (関東局) 「林野公共事業における事業評価の手法について」で定めたマニュアルに基づき便益を算定しているが、マニュアルでは民有林直轄治山事業及び直轄地すべり防止事業については、該当する事業によって便益を適宜選択して評価することとしており、頸城地区の便益算定については、地すべり防止事業に準じて山地保全便益を直接的効果として評価している。
- (委員) 計上している山地保全便益以外にも、環境保全便益の生物多様性便益などは見込まれるのではないか。
- (関東局) 民家や集落などに近い場所で事業を実施しているため、期待される役割として生物多様性便益はなじまないことから、計上していない。
- (委員) 環境保全便益を便益計上しない場合でも、少なからず効果としては発揮されていると考えられ、評価書案で何かしら触れることも差し支

えないと思料。

(委員) 木材を利用し施工した箇所は、自然景観になじみ、目に優しく非常に良いアピールになると考える。

(関東局) 現在、関東局ではできる限り治山構造物への木材利用を促進しているところ。

(委員) 木材を利用した構造物はコスト面ではどうなのか。また、経年劣化により腐朽するとイメージ的にマイナスの効果が大きくなると考えるが如何。

(関東局) 木材を利用した構造物の方が高くなるものもある。治山事業は、荒廃した山地等を復旧する事業であり、使用した木材が腐朽しても山に戻っていくという前提で木材利用を推進している。また、直下に保全対象がある治山ダムは上流側のみに木材を使用するなど、状況に応じて使い分けている。

(委員) 総事業費は平成 25 年度の評価時点から消費税を考慮すると増額となっているが、どのような変化なのか。

(関東局) 一部概成で県に移管する区域を抜いて算定しているが、その他の区域の補修費を要することから、合計では増額となっている。

○完了後の評価について 〔森林環境保全整備事業（八溝多賀森林計画区）〕

(委員) 本事業期間における素材生産量が、対前期（平成 16～20 年）の 1.9 倍となっているが、販売価格についてはどのような推移となっているのか。

(関東局) 平成 21 年頃には木材需要が低下したものの、東日本大震災の復興事業等で平成 26 年頃には木材需要が増加したこともあり、本事業期間を通していえば、木材価格の大きな変動はなかった。

(委員) 生物多様性便益は計上しないのか。

(関東局) 事前評価際に見込んでいなかったため、今回の完了後の評価でも見込んでいない。

(委員) 個表⑥今後の課題等の中の地元の意見について、日立市のように事業に関心を持っている自治体がいることは非常に良いことであり、国有林として公表できる情報は積極的に公表し、国有林の事業を PR する取組を進めると良いと感じた。

(関東局) 関心を持っている市町村等の要望に、丁寧に対応したい。

(委員) 個表⑥今後の課題に「コンテナ苗を採用することにより低コスト化を図る」とあるが、コンテナ苗の採用は低コストなのか。

(関東局) コンテナ苗自体は裸苗等に比べ単価は高いが、通年で植付できることから、伐採及び造林を一貫して実施する作業システムにより低コスト化につながっているところ。

(委員) コンテナ苗を採用した一貫作業システムにより低コストにつながっているのであれば、そのように記載すべき。また、国有林として低コスト化の検証を進めるべき。

(関東局) 「コンテナ苗を採用した一貫作業システムを導入することにより低コスト化を図る」という内容に修正する。

[森林環境保全整備事業（天竜森林計画区）]

- (委員) 個表④事業実施による環境の変化に「スギ以外の苗への樹種転換」とあるが、具体的にどのようなものなのか。
- (関東局) 前生樹がスギであっても、その他の樹種へ転換が可能な地況であれば、樹種転換を実施しているところ。
- (委員) 事業採択時の総費用と今回算定した総費用に差があるが、どのような要因なのか。
- (関東局) 保育事業が増加したことに伴い総事業費も増加したところ。
- (委員) 当初計画から大幅に予算が増加するところもあり得ることなのか。
- (関東局) 補正予算等により予算が増加することもある。
- (委員) 森林認証は国有林を含めて取得しているのか。
- (関東局) 然り。

各評価対象案件に対する意見

○期中の評価

[民有林直轄治山事業（野呂川地区）]
費用便益分析結果、社会経済情勢、地元の意向等を検討した結果、事業の継続実施が妥当と考える。

[民有林直轄治山事業（大井川地区）]
費用便益分析結果、社会経済情勢、地元の意向等を検討した結果、事業の継続実施が妥当と考える。

[直轄地すべり防止事業（頸城地区）]
費用便益分析結果、社会経済情勢、地元の意向等を検討した結果、事業の継続実施が妥当と考える。

○完了後の評価

[森林環境整備保全事業（八溝多賀森林計画区）]
本事業の実施により、水源涵養や山地保全等、森林の有する公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。

[森林環境整備保全事業（天竜森林計画区）]
本事業の実施により、水源涵養や山地保全等、森林の有する公益的機能の維持増進が図られ、事業の効果が発揮されていると認められる。